

第5章 大都市圏における産業廃棄物の広域移動の結果

第1節 関東ブロックにおける産業廃棄物の広域移動状況

1 広域移動状況

平成15年度に関東ブロックで排出された産業廃棄物のうち中間処理又は最終処分のために産業廃棄物処理業者へ委託された産業廃棄物量は、4,464.1万トンとなっており、このうち、29.6%に当たる1,322.1万トンが排出都県を越えて処理されている。1,322.1万トンの広域移動量のうち、1,214.0万トンが中間処理目的、108.1万トンが最終処分目的で移動している。(図5-1参照)

また、平成15年度に1都3県(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県)で排出された産業廃棄物のうち中間処理又は最終処分のために産業廃棄物処理業者へ委託された量は、3,656.6万トンとなっており、このうち、31.4%に当たる1,146.5万トンが排出都県を越えて処理されている。1,146.5万トンの広域移動量のうち、1,055.0万トンが中間処理目的、91.5万トンが最終処分目的で移動している。(図5-2参照)

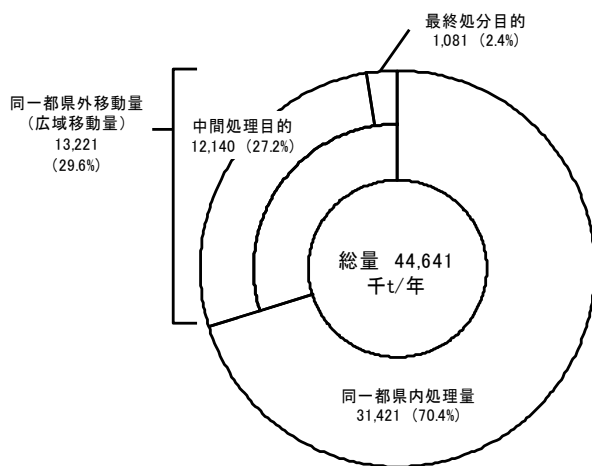


図5-1 関東ブロックにおける産業廃棄物の広域移動量(平成15年度)

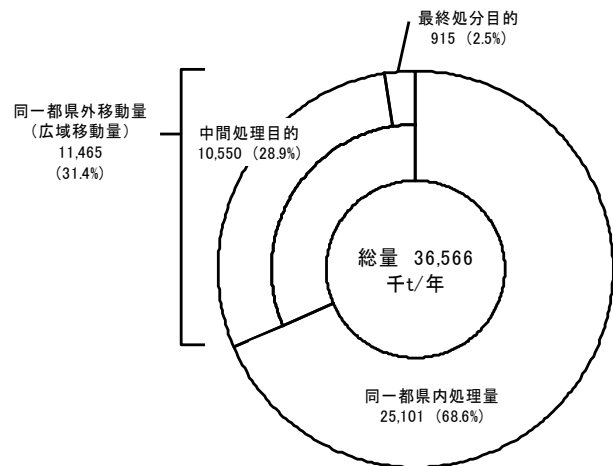


図5-2 1都3県における産業廃棄物の広域移動量(平成15年度)

関東ブロックの広域移動量を都県別にみると、東京都からの都外搬出量が関東ブロック全体の広域移動量の55.0%で最も多く、次いで、神奈川県が13.1%、以下、埼玉県が12.5%、千葉県が6.1%、茨城県が5.3%となっている。(図5-3参照)

1都3県(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県)の広域移動量を都県別にみると、東京都からの都外搬出量が1都3県全体の広域移動量の63.5%で最も多く、次いで、神奈川県が15.2%、以下、埼玉県が14.4%、千葉県が7.0%となっている。(図5-4参照)

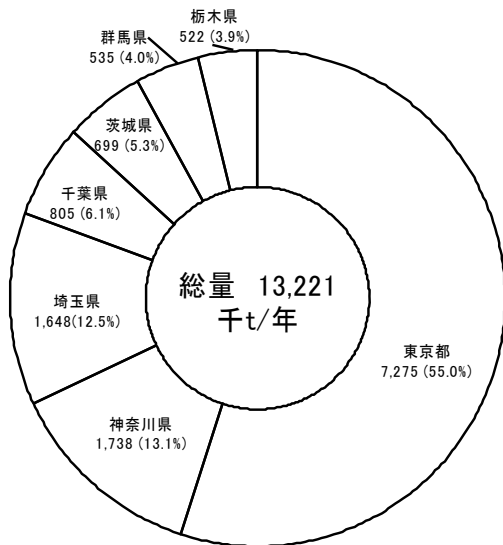


図5-3 関東ブロックにおける都県別の産業廃棄物の広域移動量(平成15年度)

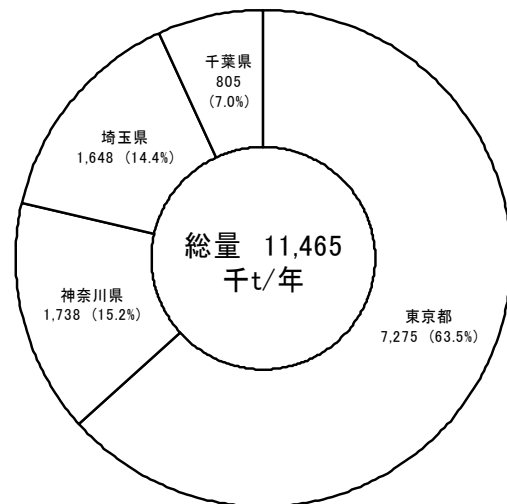


図5-4 1都3県における都県別の産業廃棄物の広域移動量(平成15年度)

中間処理目的で移動した産業廃棄物量を都県別にみると、東京都からの都外搬出量が707.1万トンで最も多く、次いで、神奈川県が147.6万トン、以下、埼玉県が125.5万トン、千葉県が74.8万トン、茨城県が62.5万トンとなっている。

また、最終処分目的で移動した産業廃棄物量を都県別にみると、埼玉県からの県外搬出量が39.3万トンで最も多く、次いで、神奈川県が26.2万トン、以下、東京都が20.3万トンとなっている。(図5-5参照)

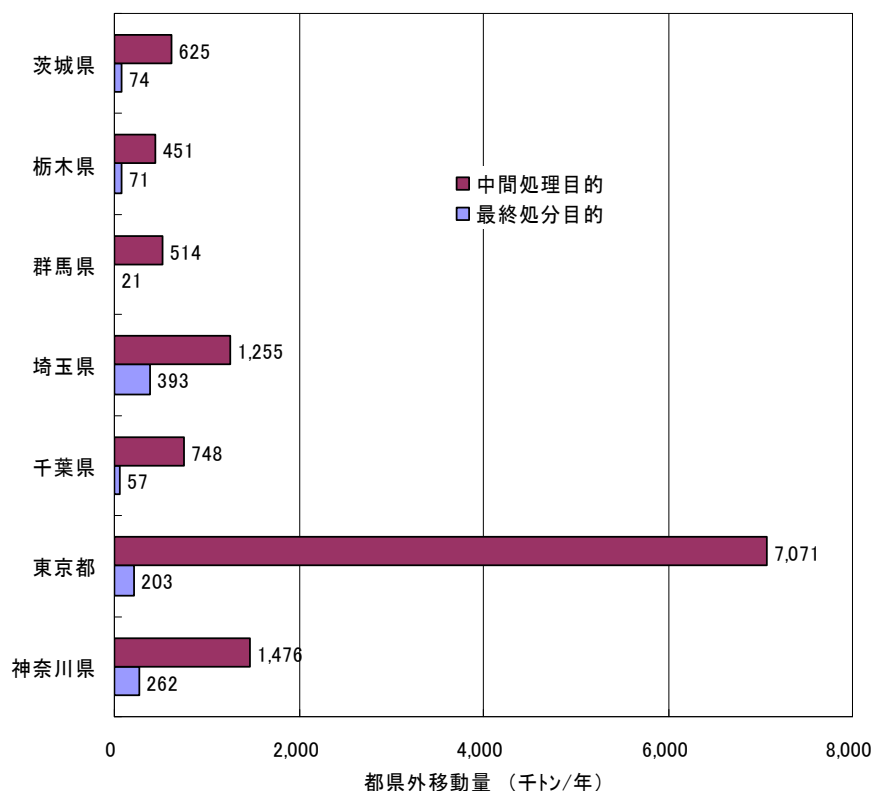


図5-5 関東ブロックにおける都県別・移動目的別の産業廃棄物の広域移動量（平成15年度）

また、1都3県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）について、中間処理目的及び最終処分目的の状況をみると以下のとおりである。

平成15年度に1都3県で排出された産業廃棄物のうち、中間処理のために産業廃棄物処理業者へ委託された産業廃棄物量は、3,369.2万トンとなっており、このうち、2,314.2万トンが産業廃棄物を排出した都県内で処理されており（以下、「同一都県内」という）、残りの1,055.0万トンが排出した都県外へ移動し処理されている。（以下、「同一都県外」という。同一都県外量1,055.0万トンのうち、230.0万トンが1都3県外で処理されており、このうち144.4万トンが関東ブロック内、85.6万トンが関東ブロック外で処理されている。（図5-6参照）

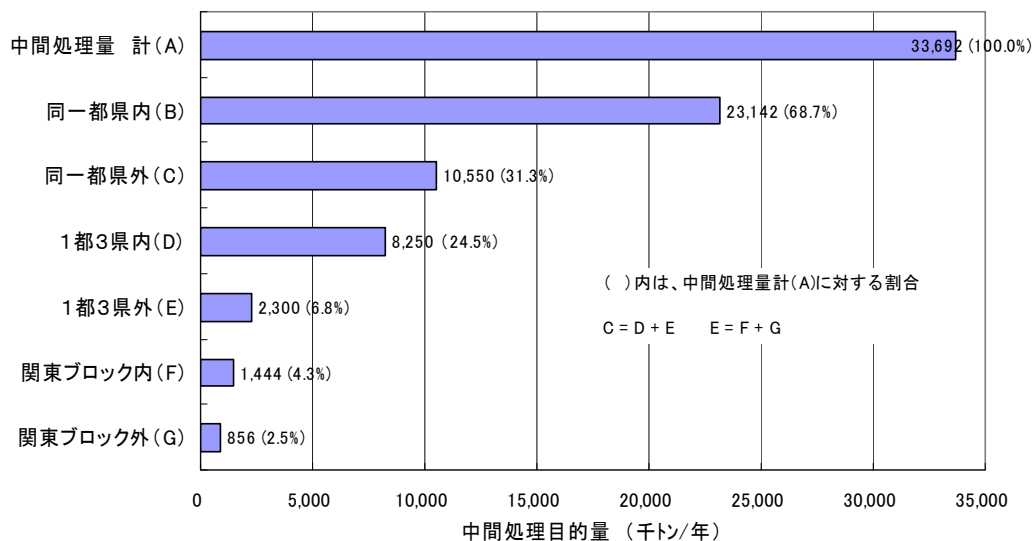


図 5-6 1 都 3 県における産業廃棄物の広域移動量（中間処理目的）

平成 15 年度に 1 都 3 県で排出された産業廃棄物のうち、最終処分のために産業廃棄物処理業者へ委託された産業廃棄物量（産業廃棄物処理業者で中間処理を経ずに最終処分された量）は、287.4 万トンとなっており、このうち、195.8 万トンが同一都県内で処理されており、残りの 91.5 万トンが同一都県外で処理されている。

同一都県外量 91.5 万トンのうち、82.7 万トンが 1 都 3 県外で処理されており、このうち 37.2 万トンが関東ブロック内、45.6 万トンが関東ブロック外で処理されている。（図 5-7 参照）

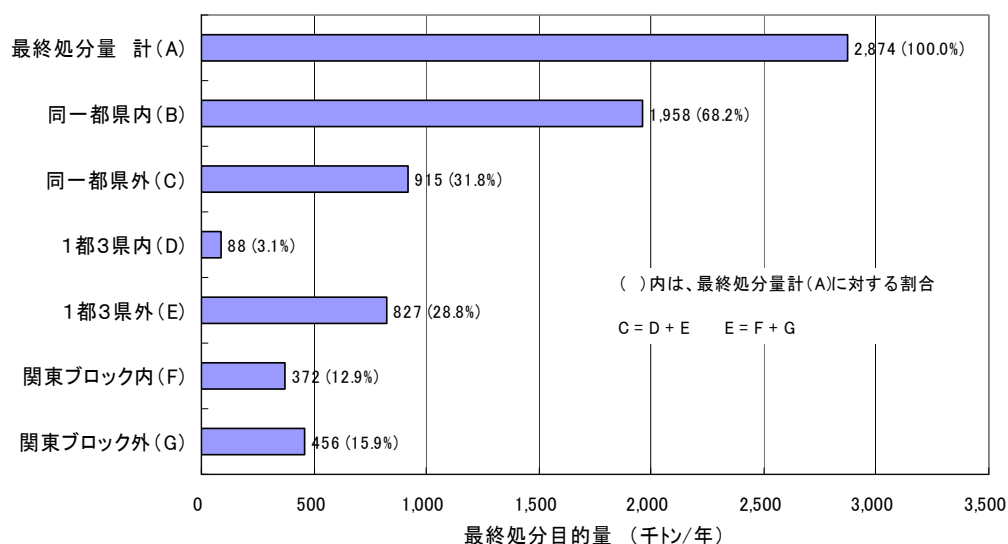


図 5-7 1 都 3 県における産業廃棄物の広域移動量（最終処分目的）

2 都県外最終処分状況

中間処理のために産業廃棄物処理業者へ委託された産業廃棄物量について、処理後の最終処分量を推定し、最終処分のために産業廃棄物処理業者へ委託された産業廃棄物量と合計した結果は、表 5-1、図 5-8 のとおりである。

- 1) 中間処理目的（図 4-8）で移動した産業廃棄物は、種類ごとに処理後の最終処分量^{※1}を算出し、更に、移動先の都道府県での中間処理後の最終処分先^{※2}を推定し、産業廃棄物を排出した都県と最終的に処分された都道府県を推定した。
- 2) 最終処分目的（図 4-9）で移動した産業廃棄物には、他の都道府県で排出したものが当該都県内の中間処理業者で処理された後、他の都道府県で処理される最終処分量が含まれている。このため、最終処分目的の都県間移動量を、当該都県で発生した移動と、中間処理目的で当該都県に搬入された後、処理後の他の都道府県へ移動する量に分けた^{※3}。
- 3) 1) と 2) の結果を合せて、首都圏ブロックからの最終処分量に基づく、広域移動量とした。

注)表 5-1,図 5-8 は、大阪湾広域臨海環境整備センターを含む推定である。

※1~※3 の計算式については、巻末参照

表 5-1 都県外最終処分状況（最終処分量換算）

(単位:千t/年)

処分先地域	排出地域							
	計	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県
茨城県	11		1		3	0	2	5
栃木県	48	3			14	2	20	10
群馬県	27	1	2		19	0	3	1
埼玉県	0		0	0			0	0
千葉県	57	15	0		2		21	19
東京都	8	0	0	0	3	0		4
神奈川県	4	0	0	0	1	0	3	
ブロック内計	156	19	3	0	41	3	50	39
ブロック外計	288	31	14	13	83	8	60	78
北海道・東北	74	12	11	6	25	0	6	14
中部	81	4	3	7	27	1	6	32
近畿	3	0		0	1	0	1	0
中国	72		0	0	17	1	47	6
四国								
九州・沖縄	59	14			13	6	0	27

注) 0は500t未満、空欄は該当なし

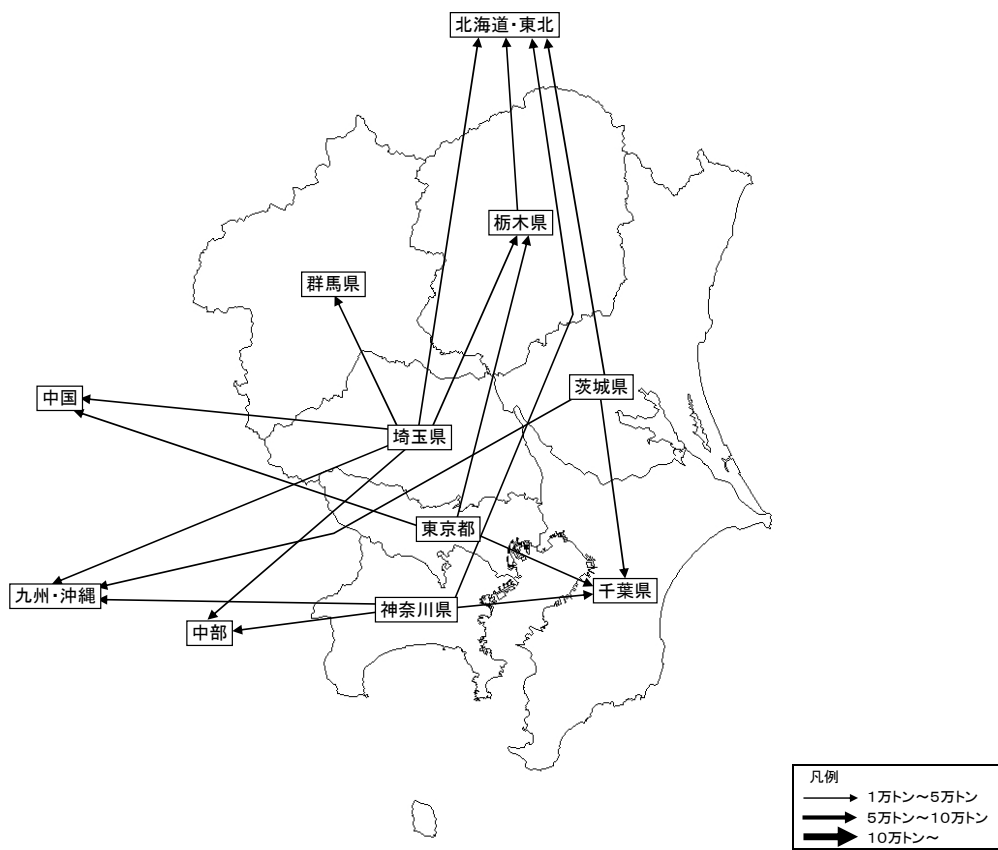


図 5-12 都県外最終処分状況（最終処分量換算）

3 都県別の搬入・搬出状況

各都県の産業廃棄物処理業者の処理実績に基づく処理状況をみると、図 5-9 のとおりである。

- ①埼玉県は、他の都県からの搬入量が最も多く、埼玉県から他都県へ搬出される産業廃棄物量の約 2.6 倍の量が他県から搬入されている。
- ②千葉県、栃木県もほぼ同様な傾向にあり、他都県へ搬出される産業廃棄物量の約 3 倍の量が他県から搬入されている。
- ③東京都は、埼玉県、千葉県、栃木県と逆の傾向にあり、都内へ搬入される産業廃棄物量の約 9 倍の量を他県へ搬出している。

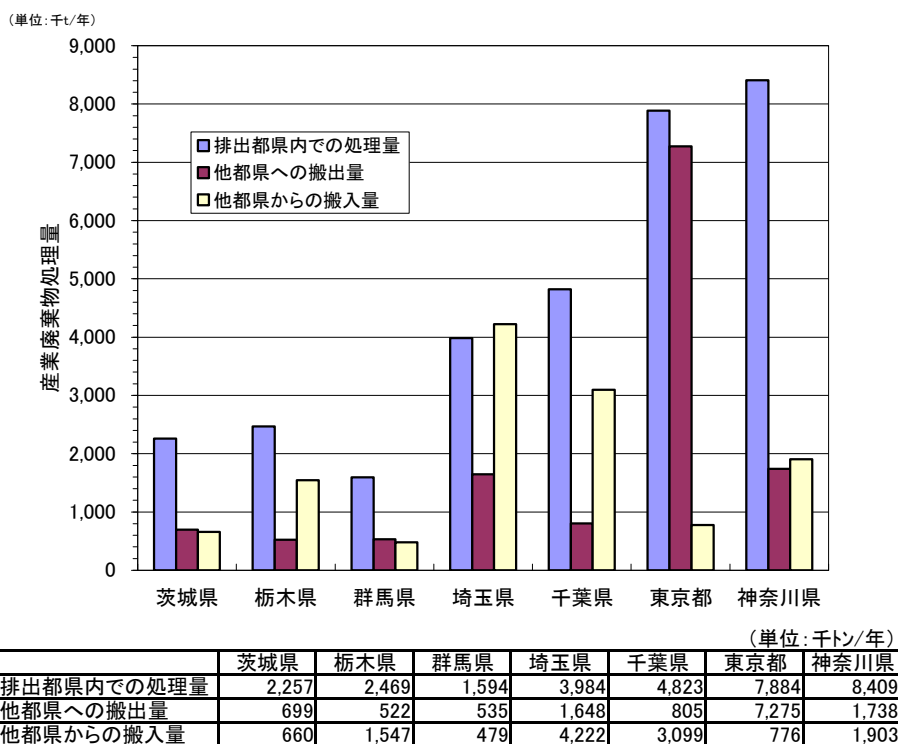


図 5-9 関東ブロック内の排出都県内処理と排出都県外での処理の状況

4 種類別の移動状況

関東ブロックにおける産業廃棄物の都県外移動量を廃棄物の種類別にみると、中間処理目的の場合、がれき類及び汚泥の2品目で6割を占めている。最終処分目的の場合、廃プラスチック類及び汚泥、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類の4品目で8割を占めている。(図5-10参照)

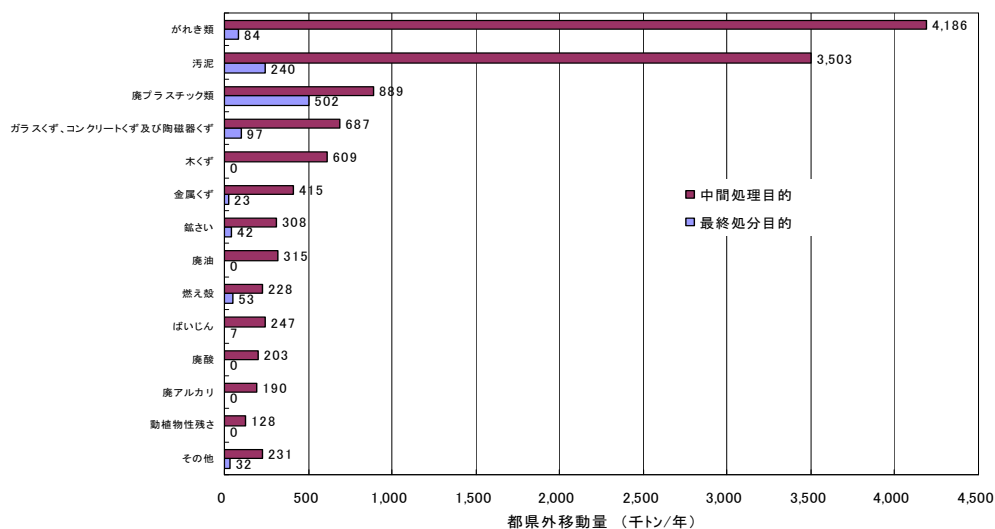


図5-10 関東ブロックにおける種類別の産業廃棄物の広域移動量（平成15年度）

1都3県における産業廃棄物の都県外移動量を廃棄物の種類別にみると、中間処理目的の場合、がれき類及び汚泥、廃プラスチック類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの4品目で約8割を占めている。最終処分目的の場合、廃プラスチック類及び汚泥、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類の4品目で約9割を占めている。(図5-11参照)

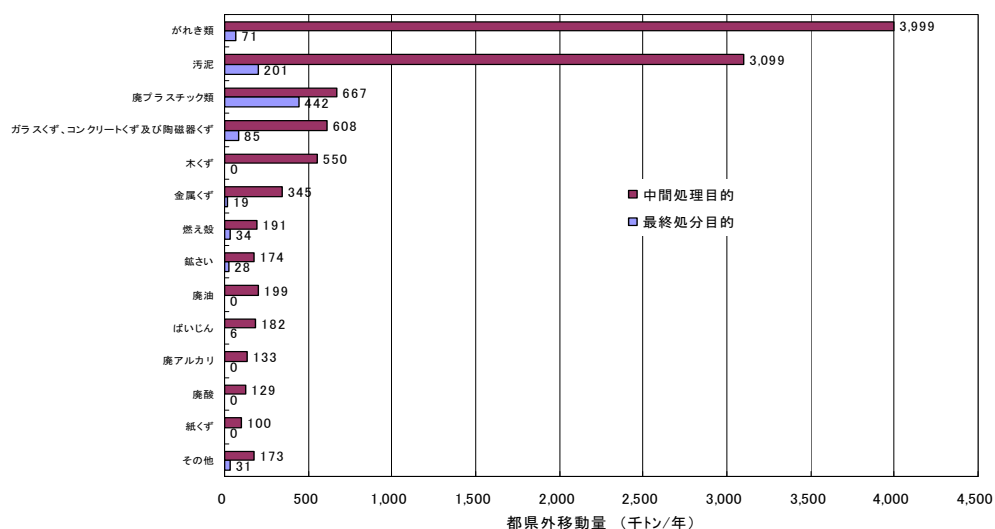


図5-11 1都3県における種類別の産業廃棄物の広域移動量（平成15年度）

関東ブロック内において、排出都県を越えて処理される主な8種類の広域移動状況をみると図5-12～図5-19のとおりである。

(1) がれき類

関東ブロック内において、排出都県を越えて処理されるがれき類は、中間処理目的量が418.6万トン、最終処分目的量が8.4万トンとなっている。

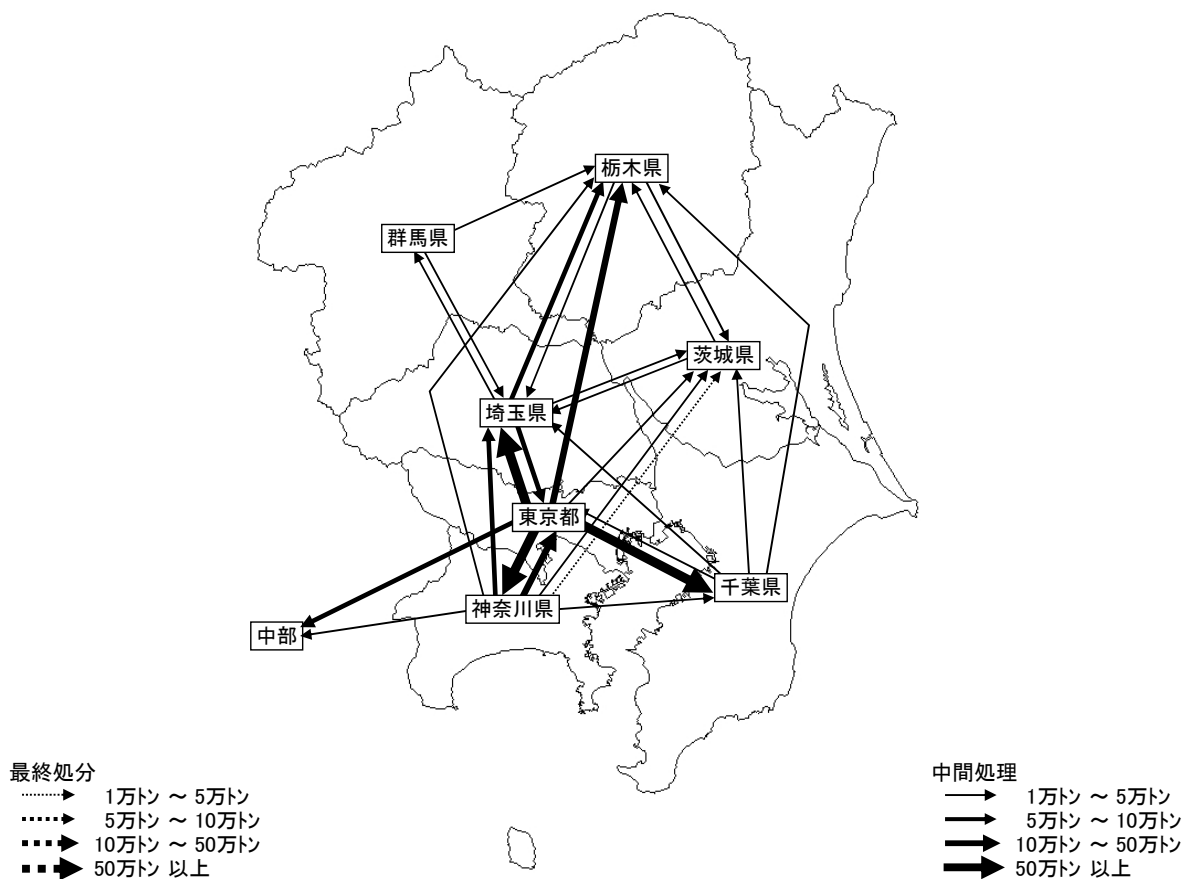


図5-12 関東ブロックにおける産業廃棄物の広域移動量（がれき類）

(2) 汚泥

関東ブロック内において、排出都県を越えて処理される汚泥は、中間処理目的量が 350.3 万トン、最終処分目的量が 24.0 万トンとなっている。

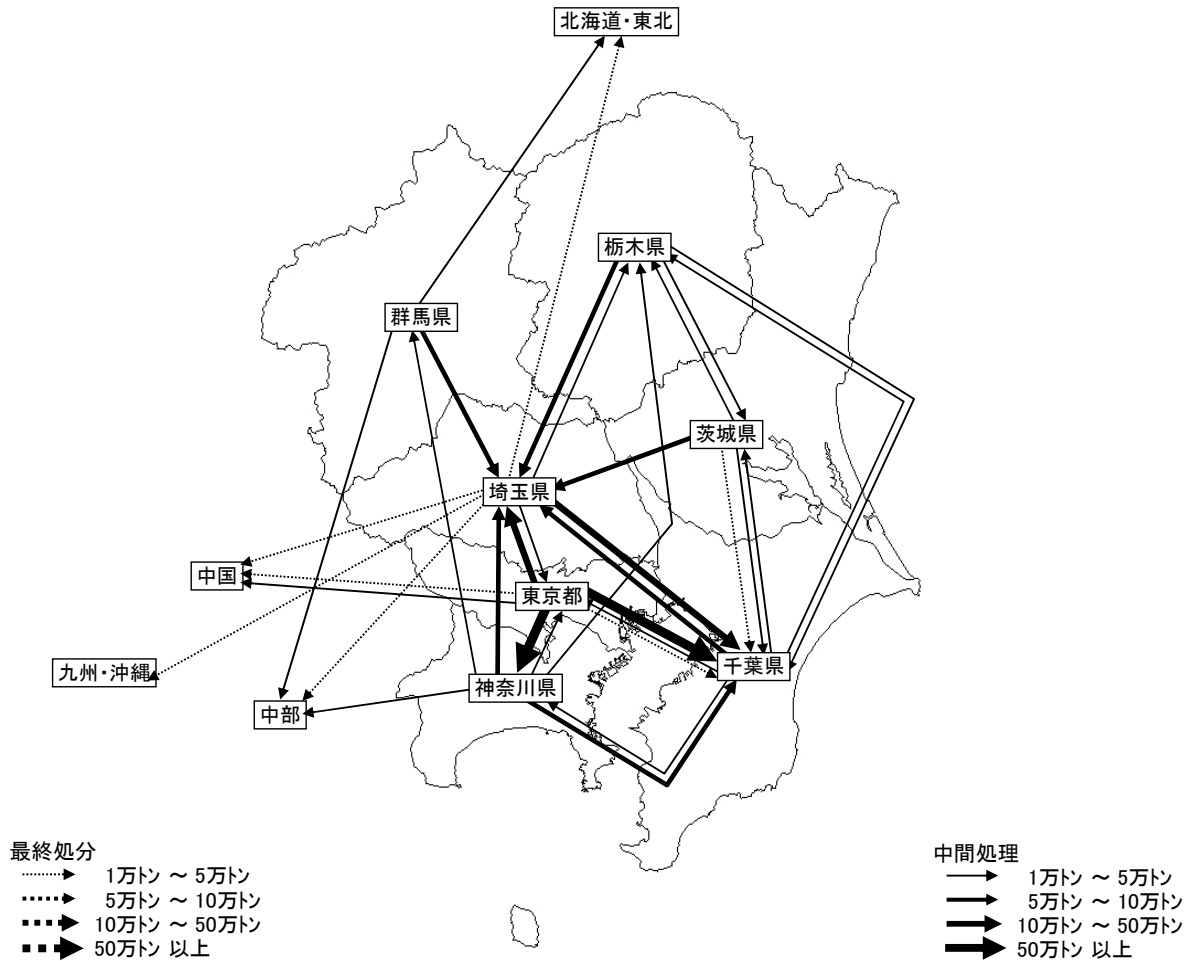


図 5-13 関東ブロックにおける産業廃棄物の広域移動量（汚泥）

(3) 廃プラスチック類

関東ブロック内において、排出都県を越えて処理される廃プラスチック類は、中間処理目的量が 88.9 万トン、最終処分目的量が 50.2 万トンとなっている。

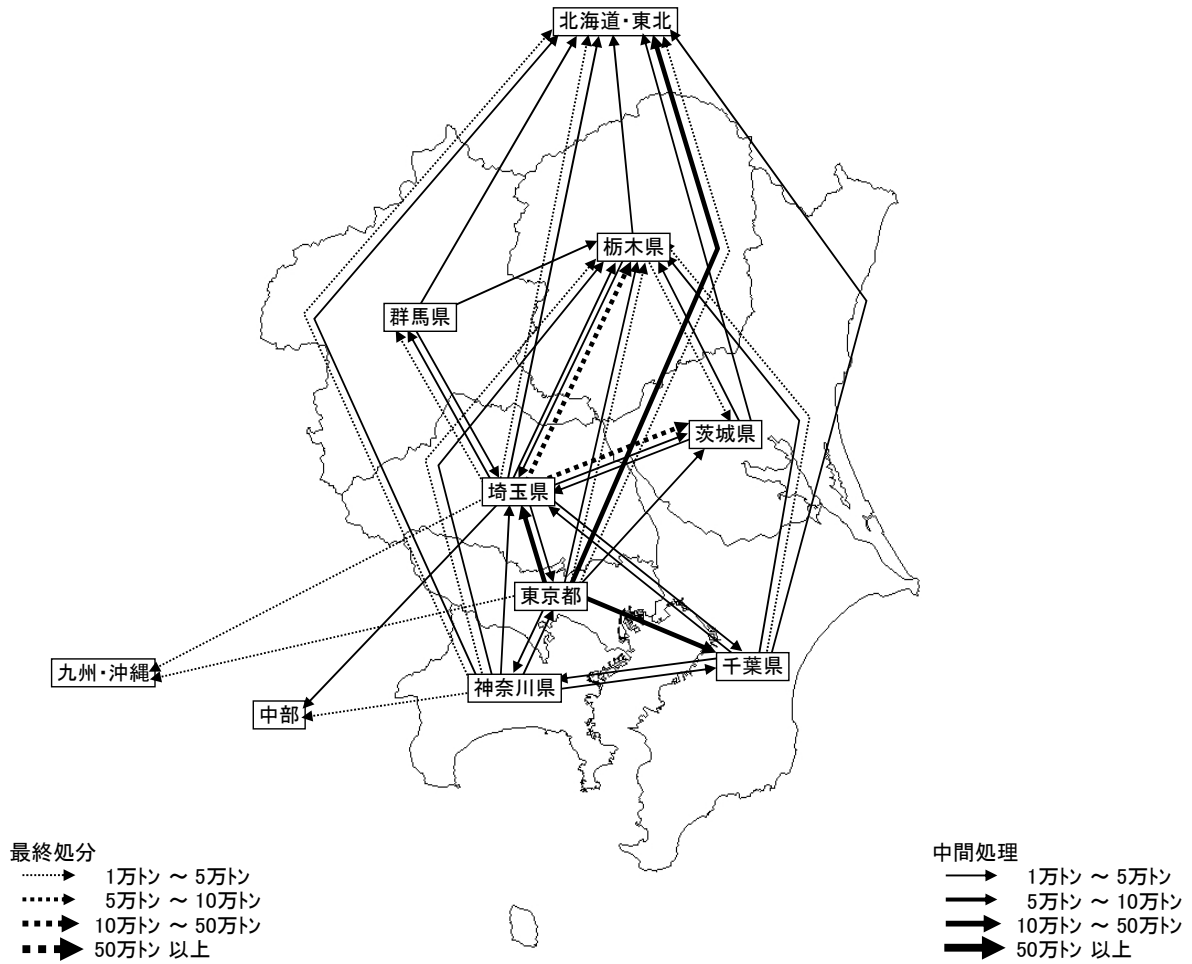


図 5-14 関東ブロックにおける産業廃棄物の広域移動量（廃プラスチック類）

(4) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず

関東ブロック内において、排出都県を越えて処理されるガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずは、中間処理目的量が 68.7 万トン、最終処分目的量が 9.7 万トンとなっている。

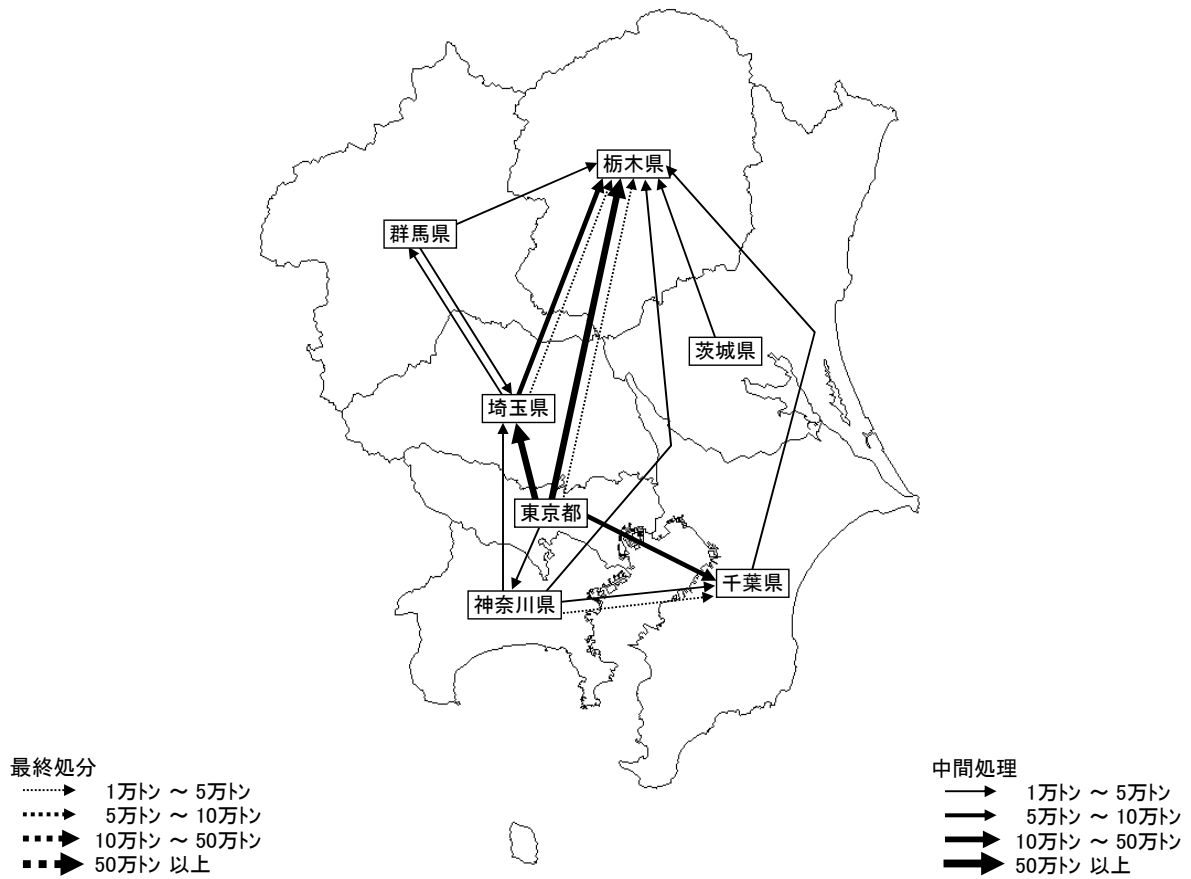


図 5-15 関東ブロックにおける産業廃棄物の広域移動量
(ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず)

(5) 木くず

関東ブロック内において、排出都県を越えて処理される木くずは、中間処理目的量が 60.9 万トン、最終処分目的量が 500 トン未満となっている。

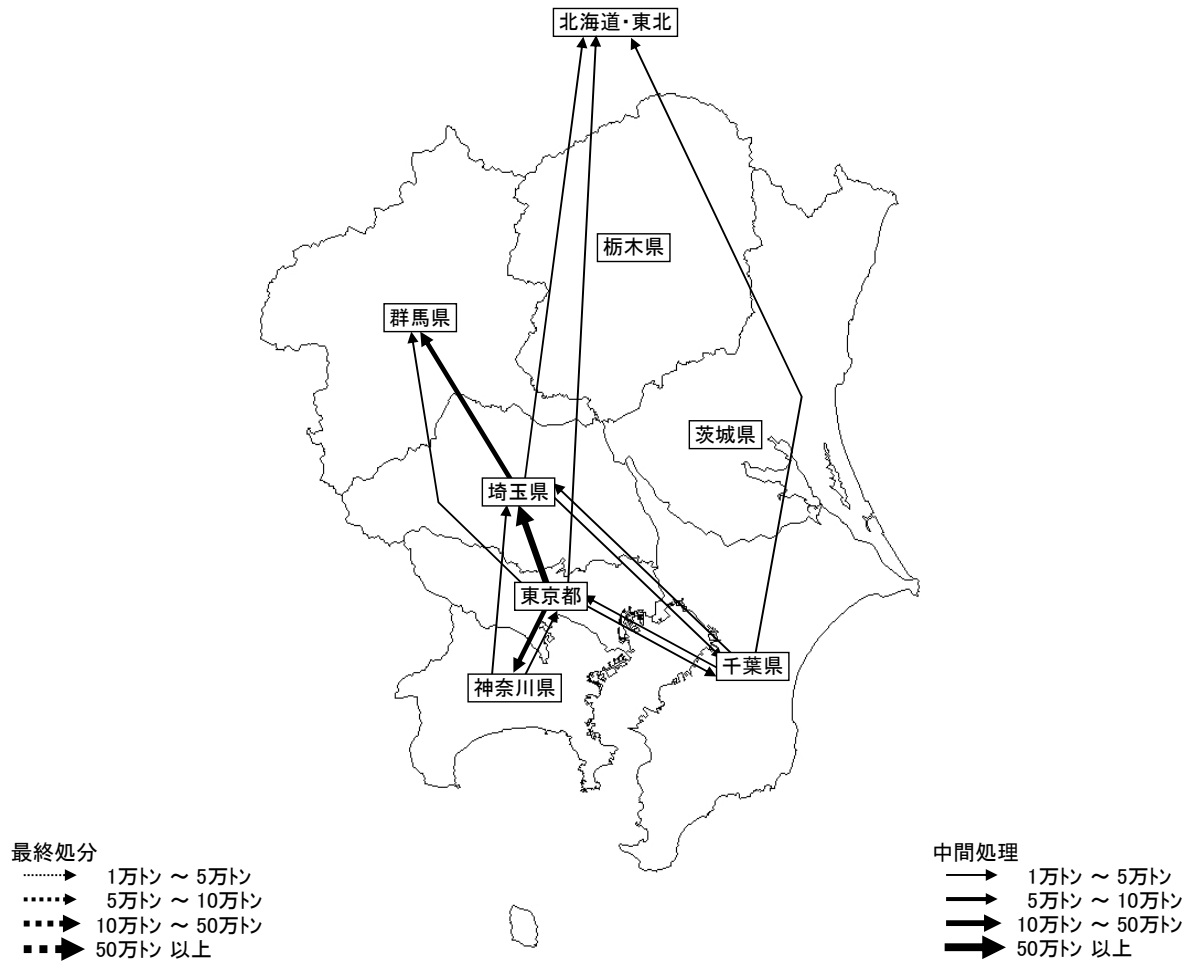


図 5-16 関東ブロックにおける産業廃棄物の広域移動量（木くず）

(6) 金属くず

関東ブロック内において、排出都県を越えて処理される金属くずは、中間処理目的量が 41.5 万トン、最終処分目的量が 2.3 万トンとなっている。

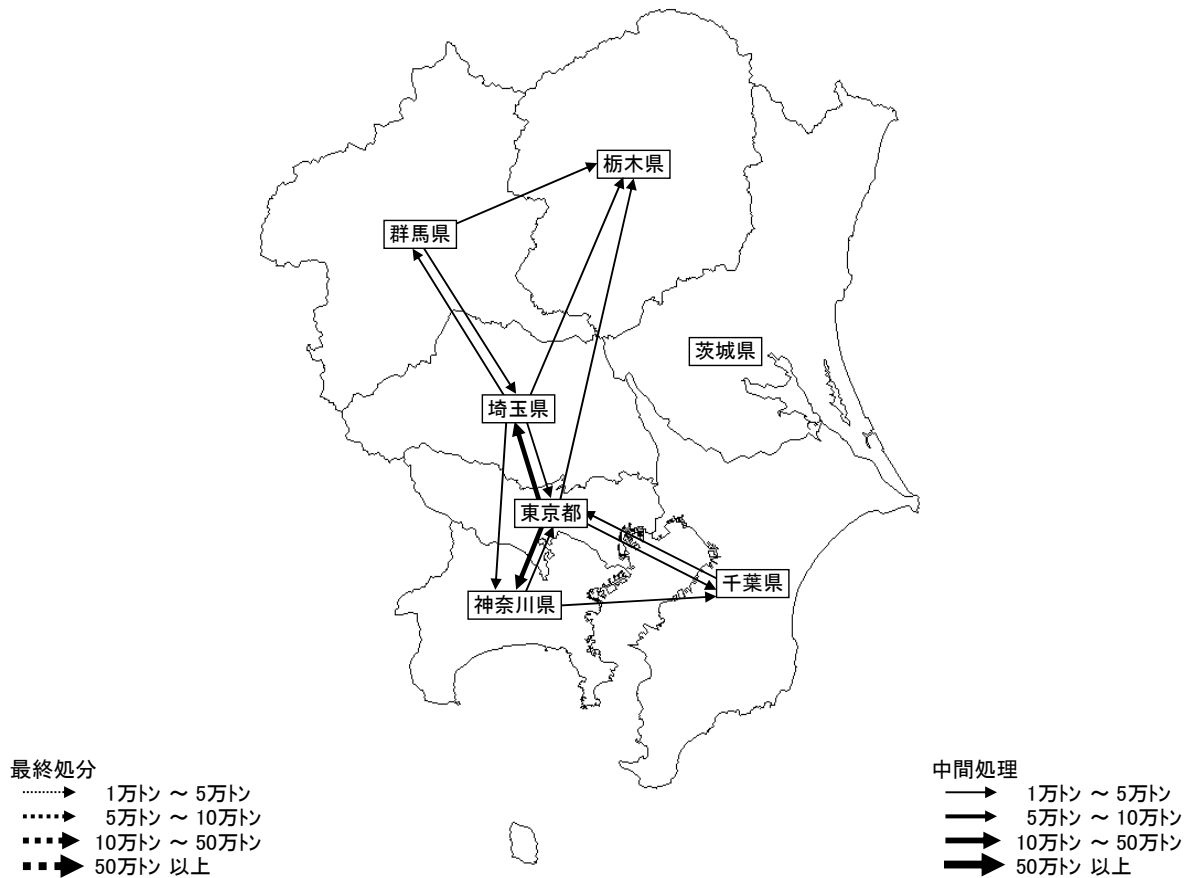


図 5-17 関東ブロックにおける産業廃棄物の広域移動量（金属くず）

(7) 鉍さい

関東ブロック内において、排出都県を越えて処理される鉍さいは、中間処理目的量が 30.8 万トン、最終処分目的量が 4.2 万トンとなっている。

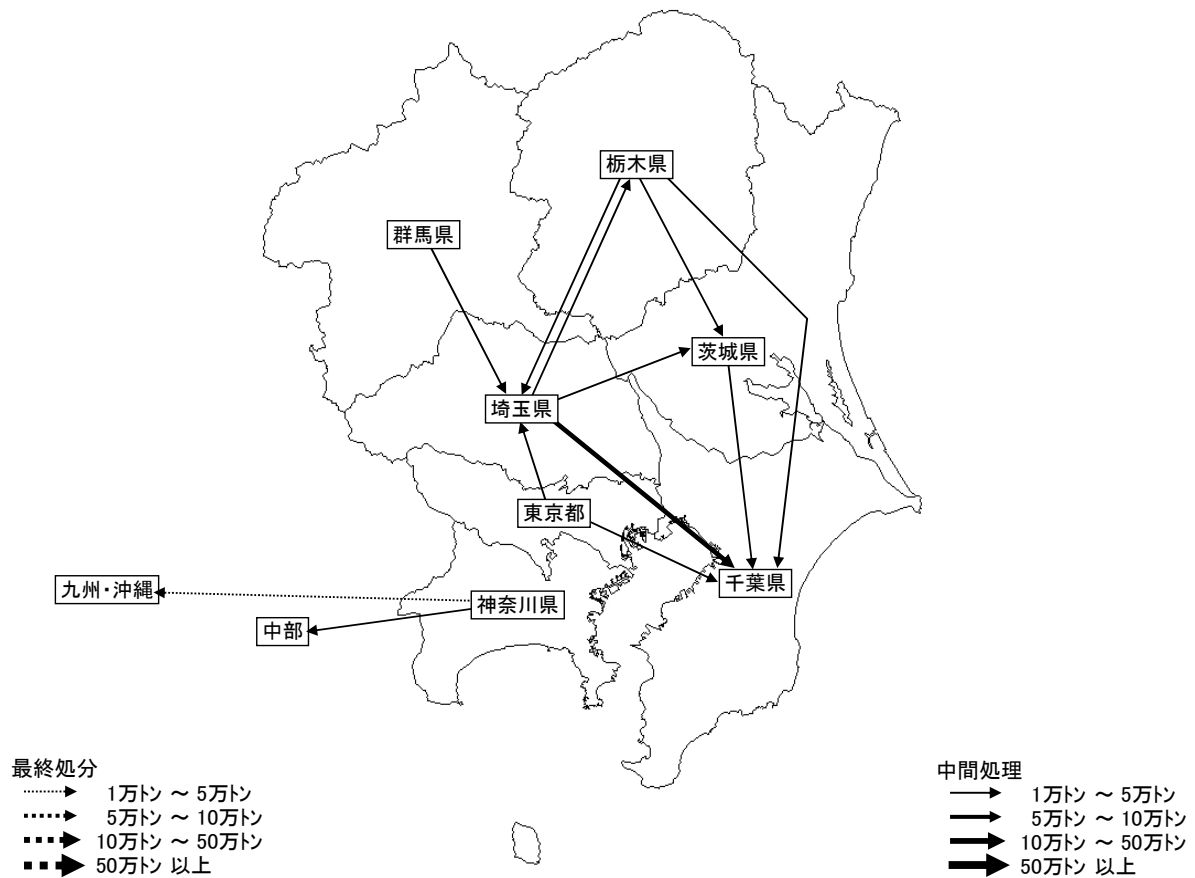


図 5-18 関東ブロックにおける産業廃棄物の広域移動量（鉍さい）

(8) 廃油

関東ブロック内において、排出都県を越えて処理される廃油は、中間処理目的量が31.5万トンとなっている。

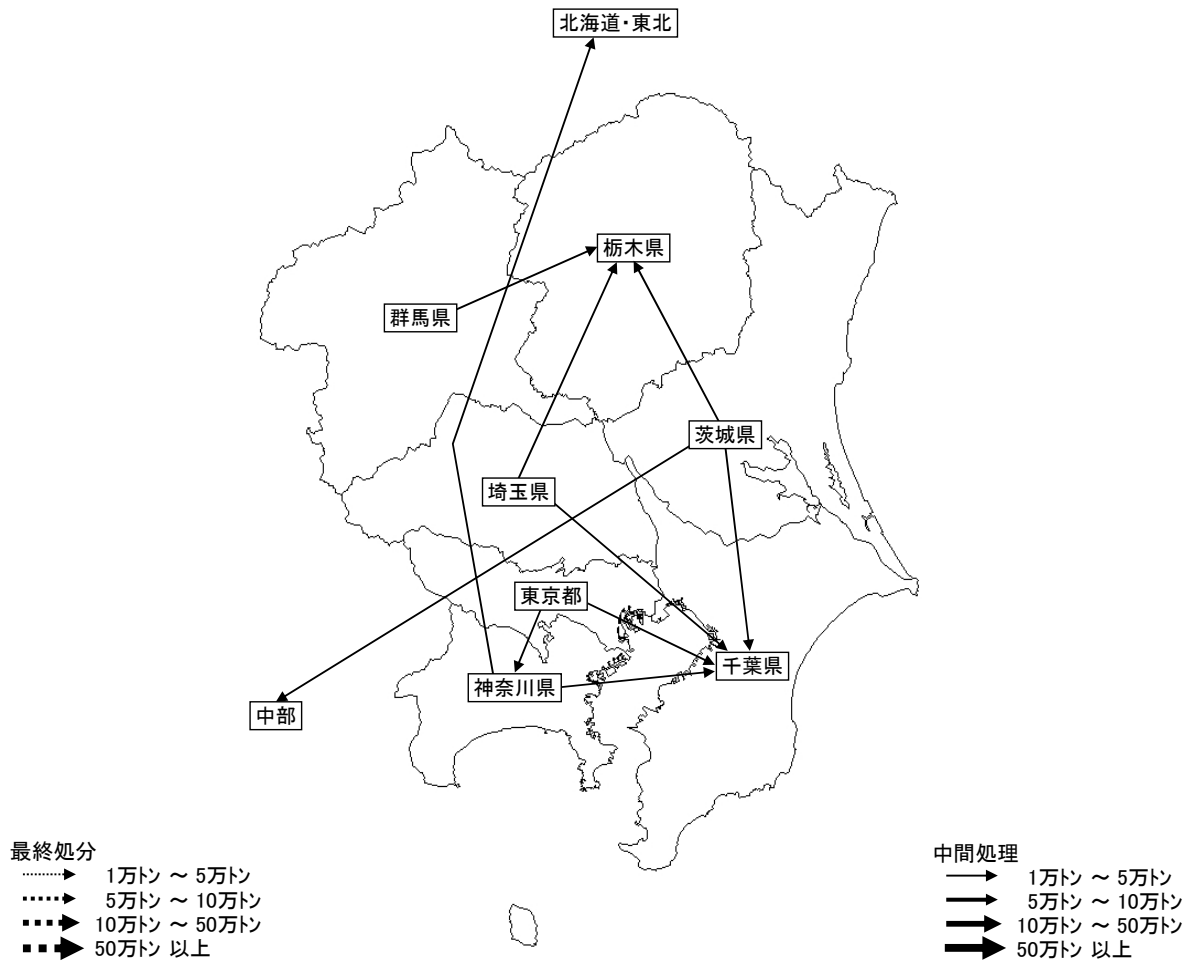


図 5-19 関東ブロックにおける産業廃棄物の広域移動量（廃油）